

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会

令和 7 年 12 月 1 日(月曜日)

14:50～16:50

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜優生思想の根絶への取り組み＞

50. 旧・優生保護法による強制不妊手術を受けた全ての被害者の権利が救済されるよう、手立てを尽くしてください。

- ③ 大阪府として、あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障し差別のない共生社会の実現に向け社会に残る優生思想の根絶に取り組んでください。大阪府障害者計画の見直しの際、優生思想を根絶する具体的な取組を盛り込み、幅広い府民に周知してください。

（回答）

- すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現するためには、すべての人が、障がいは、心身の機能の障がいのみに起因するのではなく、社会における様々な障壁によって生じるとする社会モデルの考え方や、障がいに対する正しい理解、障がいを理由とする差別を解消することの重要性を認識することが不可欠です。
- そのため、本府で作成した障がい理解ハンドブックや障がい者差別解消ガイドライン等を用い、あらゆる機会を捉え周知啓発に取り組んでいます。
また、本府が主催する「共に生きる障がい者フェスティバル」において、障がい者差別解消研修を開催するなど、府民が障がいや合理的配慮の提供などについて、分かりやすく理解をすることができるよう、様々な取組を実施しているところです。
- 加えて、令和6年4月には、改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が法的義務となったことから、事業者の取組を後押しすることを目的に、本府が認める障がい者差別解消研修の受講者へ、受講証明書の配布を開始しました。引き続き、障がいのある人への差別や偏見のない共生社会の実現に向け、取り組んでまいります。
- 「第5次大阪府障がい者計画」における5つの基本原則のひとつに、「障がい者差別・虐待の防止、命の尊厳の保持」として、障がい者が権利の主体として、いつ、いかなるときにおいても人間（ひと）としての尊厳を保持できる差別のない社会の構築に一層取り組むことなどを掲げています。

- 現行計画の期間が令和8年度末を終期としていることから、本年度4月より大阪府障がい者施策推進協議会のもとに第6次大阪府障がい者計画策定検討部会を設置し、障がい当事者も含めた幅広い分野の委員の皆様にご参画いただき、次期計画策定に向けた検討を進めているところです。
- 障がい者差別・虐待の防止及び命の尊厳の保持については重要な観点であると考えており、次期計画についても現行計画の内容や、令和4年9月に記された国連障害者権利委員会による見解及び勧告を含めた総括所見の内容を踏まえた検討を進めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜その他福祉制度＞

57. 大阪府各部局および各市町村から視覚障害者家庭に送られてくる文書については、封筒表面に内容物の表題と担当部署名および連絡先電話番号（固定電話番号）を必ず点字と拡大文字で記入するとともに、夫婦いずれもが視覚障害者の場合は、受取人の氏名も点字と拡大文字で記載するよう、合理的配慮の立場から各部局および各市町村に指導・周知してください。

（回答）

- 行政機関等や事業者が事務や事業を行うに当たり、視覚障がいがある人からの求めに対し、点字や拡大文字等によって情報を保障するなど、合理的配慮の提供を行うことは義務であると認識しています。
- 大阪府では、任命権者ごとに障がい者差別解消に関する職員対応要領を定めており、「職員対応に係る留意事項」の中で、「合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例」として、「筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる」等を記載しております。
今後とも、あらゆる機会を捉え、府職員に対し、障がい特性や合理的配慮に関する周知や研修を実施し、適切に対応できるよう取り組んでまいります。
- また、市町村に対しては、研修や啓発資料等で、視覚障がいを含む様々な障がい特性に応じた情報保障の提供方法について、事例を紹介すること等を通じて、適切な対応が行われるよう周知を図ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 障がい福祉室 自立支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜その他福祉制度＞

59. 盲導犬について、横浜市などで行われている費用補助制度が、大阪府でも行きわたるよう大阪府として費用の一部を助成する仕組みを創設してください。

（回答）

○ 大阪府では、身体障がい者の自立と社会参加を促進するために、身体障害者補助犬育成促進事業（地域生活支援促進事業）国庫を活用し、大阪府身体障がい者補助犬使用機会提供事業を実施しています。

身体障がい者補助犬法により、補助犬の衛生の確保が補助犬使用者に義務付けられておることから、本府事業の対象者については、補助犬の使用、飼育、衛生の確保等について、適切に管理するとともに、それに関わる一切の費用を負担できる者であることを要件としております。

大阪府において、独自の補助制度の実施は難しいところですが、補助犬提供を実施する都道府県のうち半数以上が年1頭であるところ、現在、大阪府では年4頭の提供を行っています。

今後も、補助犬に対する理解促進や補助犬の普及・啓発を図るための取組を進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<まちづくり>

60. 障害者が安心して移動できるよう公共交通機関の整備をおこなってください。

- ① 大阪府として駅員の削減を進めている鉄道会社に対して駅員の削減を行うことによって合理的配慮の提供が損なわれることのないよう働きかけてください。
- ② 大阪府内の複数駅において、駅員の無人時間帯が設定され、無人化が進められています。時間帯によっては他駅からの駅員の到着のために長時間待たねばならず、急を要する移動などに支障をきたしています。このような事態をなくすための手立てを講じるよう、事業者に働きかけてください。
- ③ 大阪メトロについては駅のホームがバリアフリー化し、スロープが無くても車両に乗り降りできるようになった反面、そのことによって駅員や車掌が削減され安全面で不安なところがあります。車いすの転倒事故等に駅員が対応できるよう、大阪府として事業者に働きかけてください。
- ④ 駅のバリアフリーのルートは、エレベーターの位置が分かりにくく、どのルートをたどればいいか迷路のような駅があります。すべての駅で改札からホームまで、あるいは乗り換え場所まで迷わないよう、駅員が誘導できるなどの体制を確保するよう事業者に働きかけてください。
- ⑥ バリアフリー推進連絡会議等の場などを通して、年に 1 回、一斉に完全無人化・時間帯無人化・改札無人化のある駅はどこなのか等についての情報を公表してください。また、無人化による具体的な困りごとを大阪府として把握し、問題の解決を事業者に働きかけてください。
- ⑩ 府内鉄道事業者の改札無人化に伴い、モニター越しにオペレーターと会話する装置が設置されていますが、手話言語や文字による情報保障が不十分のため聴覚障害者は十分に利用することができません。各鉄道会社に十分な配慮を行うよう大阪府として働きかけてください。

（回答）

（①②）

- 駅員の配置については、本府として、鉄道事業者に指導や強制する法的な権限は有していないものの、公共交通として、すべての利用者の利便性及び安全性の向上の観点から重要であると認識しております。
- 本府としては、駅が果たす役割を踏まえ、国や府、市町村、鉄道事業者等

が参画する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」や、関係市、鉄道事業者により構成する「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」等の場を通じて、「駅係員の配置が望ましい」という府の考え方を示しております。また国や鉄道事業者に対して、障がい者団体からの要望内容を直接伝えるなど、継続して働きかけを行っていることに加え、これまでの要望内容を踏まえ、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場で、障がい当事者視点での課題について引き続き共有を図ってまいります。

(③、④)

- 大阪メトロをはじめとする鉄道事業者においては、駅ホームでの安全対策や駅構内の案内業務等について、駅構内防犯カメラの設置や、係員呼出インターホンによる遠隔案内システムの導入拡大などの取組が進められているところです。本府としても、「駅係員の配置が望ましい」という府の考え方を示すとともに、やむを得ず駅員が削減される場合であっても、これらの取組が適切に進められ、利用者の安全性・利便性が確保されるよう、あらゆる機会を通じて、鉄道事業者に対して働きかけを行ってまいります。

(⑥)

- 府内の鉄道駅における駅員の配置状況については、防犯上の理由等やむを得ない場合を除き、鉄道事業者のホームページに掲載されているところであり、本年３月には、府のホームページからも確認できるよう鉄道事業者のホームページへのリンクを設定したところです。引き続き、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」や「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」等の場を通じて、ご要望いただきました内容について、国や鉄道事業者と共有を行ってまいります。

また、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき配置されている広域支援相談員が対応した公共交通機関に関する相談事例については、府ホームページにその概要を公表しております。

(⑩)

- 鉄道事業者がやむを得ず駅の無人化を実施する場合には、国土交通省の「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」を最大限尊重することとなっておりますが、本府としては、ガイドライン記載の取組について、鉄道事業者に対し個別にヒアリングを実施し、状況の把握に努めているところであり、引き続き、ガイドラインに十分に留意しつつ、駅の利用状況や、障がい者団体など当事者の声を踏まえながら、適切に対応するよう働きかけを行ってまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
都市整備部 交通戦略室 交通計画課
都市整備部 住宅建築局 建築環境課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<まちづくり>

60. 障害者が安心して移動できるよう公共交通機関の整備をおこなってください。

- ⑦ タッチパネルによる装置に対応できない人のために、駅の券売機をタッチパネル式のみではなく、点字表記を施したボタン式券売機を必ず配置してください。

（回答）

- 鉄道駅のバリアフリー基準として、国土交通省が策定・公表している「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」において、タッチパネル式は視覚障害者が利用できないため配慮が必要との考え方から、
- ・タッチパネル式の場合は、点字表示付きのテンキーを設置する
 - ・テンキーを設置した券売機には音声案内を設置する
- 等が示されており、鉄道事業者において、ガイドラインを踏まえた整備が進められているところです。
- 本府としましては、国土交通省や鉄道事業者等で構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、ご要望いただきました内容について、引き続き共有してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<まちづくり>

60. 障害者が安心して移動できるよう公共交通機関の整備をおこなってください。

- ⑨ 普段ほとんど使わない駅に視覚障害者が降りた時、ホーム可動柵があるので安心です。しかし、人がいなければどこに改札口があるのか、乗り換えるのにどちらへ行けばよいのかの確認ができません。可動柵に改札口などにつながる連絡ボタンをつけてください。

（回答）

○視覚障がい者に向けた音声案内については、国土交通省による「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」において、「ホーム上にある出口へ通する階段位置を知らせるため、階段始端部の上部に音響案内装置を設置すること」や、「プラットホーム上のわかりやすい位置（案内サインの掲出位置等）にインターホンを設置すること」が望ましいとされており、本府においては、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」や「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」等において、頂いたご要望を踏まえ、このガイドラインを最大限尊重した整備を進めていくよう、鉄道事業者に対して働きかけを行ってまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課
都市整備部 交通戦略室 鉄道推進課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<医療>

66. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。

- ① 医療機関の負担上限額を復活させるとともに、月負担上限額を大幅に引き下げてください。

（回答）

○ 重度障がい者医療費助成を含む福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、本来であれば国において実施するべきものと考えており、国において制度を創設するよう強く要望しています。

○ 重度障がい者医療対象者に係る一部自己負担額については、医療保険での自己負担が1～3割であるのに対し、1 医療機関等あたりの負担額を1日500円以内に抑えるとともに、月額上限額を3,000円に設定するなど、できる限り負担が増えないようにしています。

○ 今後とも、平成 30 年度に再構築した福祉医療費助成制度により、医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<医療>

66. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。

② 院外調剤の自己負担を撤廃してください。

（回答）

○ 持続可能性の確保の観点から制度の再構築を行い、平成30年4月から、より医療を必要とする方々に支援が行き届く制度といたしました。

○ 平成30年度の制度再構築前において、院外調剤に占める助成額の割合は、障がい者医療では3割近くを占めており、障がい者の受診頻度や受益と負担の適正化の観点から鑑み、障がい者医療において院外調剤の自己負担を導入することが不可欠でした。

○ 重度障がい者医療対象者に係る一部自己負担額については、医療保険での自己負担が1～3割であるのに対し、1医療機関あたりの負担額を1日500円以内に抑えるとともに、月額上限額を3,000円に設定するなど、できる限り負担が増えないようにしています。

○ 今後とも、平成30年度に再構築した福祉医療費助成制度により、医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<医療>

66. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。

③ 中軽度の障害者を、制度の対象にしてください。

（回答）

○ 平成28年2月に公表された府と市町村が共同で設置した福祉医療費助成制度に関する研究会報告書を踏まえ、各団体や実施主体である市町村から意見を伺いながら、制度の持続可能性の確保の観点から、府としての考え方をとりまとめ、平成29年2月の府議会での議決を経て、市町村に対する補助制度の再構築が決定し、平成30年4月に新制度として運用を開始しました。

○ 具体的には、府・市町村の厳しい財政状況のもと、対象者の拡充が求められていたため、対象者の範囲を変更し、持続可能性を高めることとし、65歳以上の重度ではない老人医療対象者は3年の経過措置をもって対象外とする一方、重度の精神障がい者・難病患者を新たに対象とし、年齢に関係ない重度障がい者医療として再構築しました。

○ 障がい者に対するさらなる支援については、自治体の医療費助成だけでなく、国の社会保障全体で検討すべきものと考えています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<医療>

66. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。

- ④ 重度障害者医療費助成制度の果たしてきた役割に鑑み、コスト面からだけでなく重度障害者がこの制度をどのように活用し健康な暮らしに役立てているのか等の実態を調査してください。2018年4月以降の制度改定における障害児者・家族の暮らしへの影響について、大阪府として定期的に調査を行ってください。

（回答）

- 福祉医療費助成については、定期的に市町村からデータを収集して集計しているほか、国調査等を通じて実態把握に努めており、それらのデータをもとに、平成30年4月の再構築にかかる検証を行っております。
- また、障がい者に対する支援については、重度障がい者医療費助成という側面のみを捉えるのではなく、相談支援・日常生活支援なども含め障がい者施策全体の中で総合的に勘案すべきと考えています。
- 今後は「生活のしづらさなどに関する調査」等、国や府が実施する調査結果を踏まえ、実態を把握していきます。
- 引き続き、必要な情報の収集に努め、制度の再構築にかかる検証を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜医療＞

74. ろう者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院）する際、手話でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。

③ 各医療機関と市町村が連携して、手話を必要とする障害者の入・通院に際して市町村の登録手話通訳者が活用できるよう、市町村ならびに医療機関に働きかけてください。

（回答）

○ 手話通訳者の派遣等の意思疎通支援事業については、障害者総合支援法第77条において、市町村の地域生活支援事業の一つとして位置づけられています。

○ なお、入院時の意思疎通支援については、平成28年6月28日付け障企発0628第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業（地域生活支援事業）の取扱いについて」において、「入院中においても、入院先医療機関と調整の上で、意思疎通支援事業の利用が可能である」旨明示されていることから、市町村に対して周知を行っているところです。

○ 大阪府としては、引き続き、市町村に対し国通知の周知等を行い働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課（下線部について回答）